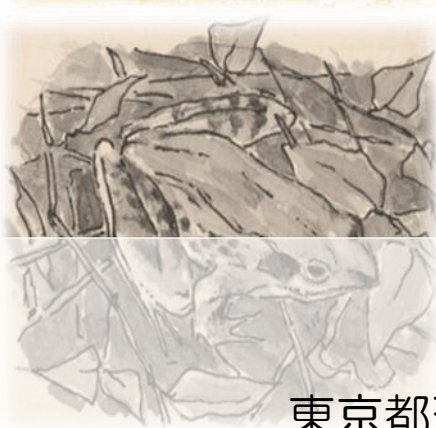




東京都 保全地域

保全活動ガイドライン

＝東京の自然環境を次世代に伝えるために＝



平成26年3月

東京都環境局 自然環境部 緑環境課



目 次

はじめに

第1章 保全活動の意義を学ぼう

1 保全地域のしくみ	1
1-1 制度の概要	1
1-2 保全計画と管理計画	2
2 保全地域の現状と課題	3
2-1 管理放棄や手入れ不足による自然地の荒廃	3
2-2 外来生物等の出現	4
2-3 盗掘や持ち去り、来訪者による踏み荒らし等	5
2-4 活動の担い手の不足	6
2-5 市街地に隣接する緑地の管理	6
3 保全地域に求められる取組み	7
3-1 生きものに配慮した『適切な手入れ』の促進	7
3-2 生きものに配慮した利用制限の強化	8
4 保全地域がめざす姿	9
4-1 保全活動の基本理念	9
4-2 地形区分ごとにみた保全地域のめざす姿	13

第2章 保全活動に取り組もう

1 保全活動の実践の手順	17
2 生きものに配慮した保全活動を実践していくために	18
3 活動計画をつくろう	19
3-1 保全地域をとりまく環境を知ろう	21
3-2 地域毎の「環境タイプ」を確認しよう	25
3-3 保全地域の「活動マップ」をつくろう	39
3-4 活動計画をつくろう	43
4 計画を実践しよう	46
4-1 生きものに配慮した作業手法	46
4-2 外来生物への取組み	48
4-3 盗掘オーバーユースへの取組み	53
5 実践の成果を確認しよう	57
6 次の計画に活かそう	64

巻末資料

巻末資料－１	生きものに配慮した作業手法	６６
巻末資料－２	外来種対策	８１
巻末資料－３	市民参加型のモニタリング手法	８５
巻末資料－４	環境タイプごとの取組状況チェックシート	９０
巻末資料－５	活動エリア別の活動計画様式	９１
巻末資料－６	横沢入アライグマ資料	９２
巻末資料－７	保全地域をもっとよく知るために	９４
１	保全地域制度のしくみと成り立ち	９４
１－１	保全地域による緑地保全のしくみ	９４
１－２	保全地域の地形区分	９８
１－３	保全地域の指定時期	９９
１－４	保全地域の成り立ち	１００
２	保全地域の自然環境	１０２
２－１	立地特性からみた保全地域の自然	１０２
２－２	保全地域の自然環境が持つ潜在的な可能性	１０３
２－３	人との関わりによって育まれてきた自然環境	１０４
３	保全地域の維持管理	１０６
３－１	保全地域の管理のしくみ	１０６
３－２	緑地保全活動を支える様々な人々	１０６

はじめに

日頃より東京都の自然環境保全にご協力、ご尽力をいただきありがとうございます。

みなさまに緑地環境保全活動を行っていただいている保全地域は、昭和 47 年に「東京都における自然の保護と回復に関する条例」を制定した際に都が独自に創設した制度であり、昭和 49 年に第 1 号となる野火止用水歴史環境保全地域を指定してから、平成 25 年 3 月に指定した八王子滝山里山保全地域に至るまで、約 40 年をかけて 49 地域、約 750ha にもなる面積の緑地を指定してきました。

この制度は、高度経済成長期における都市のスプロール化の波から東京に残された貴重な自然を守る上で一定の役割を果たしてきましたが、近年では間伐や下草刈りを始めとする適切な手入れを積極的に行うことが、多様な動植物の生息・生育環境を守り、良好な里山景観を保全することにつながるという考え方に重点が置かれるようになってきました。

こうした考え方は、平成 24 年 5 月に都が公表した「緑施策の新展開」という計画の中でも明らかにしています。

「保全活動ガイドライン」は、多様な動植物の宝庫でもある保全地域の魅力を高めるために、どのような考え方に基づいて管理を行っていくべきかをわかりやすく示すために作成したものです。

都は活動団体の皆様と手を携えながら、より一層保全地域の魅力を高めていく取組みを進めていきたいと考えております。今後とも、ご協力、ご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月

第1章 保全活動の意義を学ぼう

本章では、本ガイドラインの目的である「東京の自然環境の保全」や「保全地域の希少動植物の保全」に向け、保全地域はどのような姿を目指していくのか、保全地域にはどのような機能や役割が求められているのか、どのような考え方に基づいて保全活動を行うべきかなどの点について明らかにしました。

特に、自然環境の様子をうかがいながら管理を進める『順応的な管理』、『場』の保全を通じた『種』の保全、その土地の在来生物の保全、保全地域の自然をまもる知識と技術と行動力を兼ね備えた『まもり人』の育成など、継続的な保全活動を行う際の基本的な考え方を整理しました。

保全活動が続けていて思うような成果が得られないときなど、一度立ち返って目を通していただきたい内容となっています。



1 保全地域のしくみ

1-1 制度の概要

◆ 制度の概要

保全地域制度は、「東京における自然の保護と回復に関する条例（昭和47年制定）」（以下、「自然保護条例」と記す。）によって一定規模以上の良好な自然地を将来にわたって保全する目的で都が指定する制度です。

昭和40年代の東京は、戦後の高度経済成長期において郊外にも都市のスプロール化が進む中、台地や丘陵地に残された貴重な自然環境の保全が課題となり、保全地域制度は都独自の緑地保全のしくみとして作られました。

優れた自然環境を残すための制度は他にもありますが、都市公園のように先に緑地にするための用地を取得してから事業を進める制度（「施設緑地」ともいう。）とは異なり、保全地域は緑地の持ち主（公有地、民有地を問わない。）に対して厳しい行為規制を課すことで開発行為から緑地を保全する制度（「地域制緑地」ともいう。）です。

◆ 厳しい行為制限

保全地域に指定されると次のような厳しい行為制限がかかります。

- 建築物や工作物の新築・改築・増築
- 宅地の造成、土地の開墾、土地の形質変更
- 鉱物掘採や土石採取
- 水面の埋め立てや干拓
- 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること
- 木竹の伐採 など

＊）自然環境保全地域と森林環境保全地域には特別地区を設けることができ、それら特別地区及び、歴史環境保全地域、里山保全地域、緑地保全地域においては『許可制』、自然環境保全地域と森林環境保全地域の普通地区においては『届出制』となっています。

1-2 保全計画と管理計画

◆ 保全計画と管理計画

（保全活動の基盤となる保全計画）

保全地域の指定に際しては、指定の範囲等を示す「指定書」とともに、当該地の自然の保護と回復のための方針を示す「保全計画書」を定めることになっています。これらは東京都自然環境保全審議会で審議され、広く都民に対して告示される内容です。

保全計画には、指定時の現地調査等に基づいたその地域の植生図などが示されるとともに、将来この地域の自然をどのように保護回復するかを示した管理方針や目標植生図などが示されています。野生動植物保護地区を指定する際には、対象種や区域を保全計画書に明示することになっています。

（現場の状況に即して随時作られる管理計画）

指定時や区域拡張時に策定された保全計画は、時間が経過すると、保全地域の現況にそぐわない部分が生じてくることがあります。また、地域の方々や保全活動を行っている方々との関わり合いの中で、現場に即した詳細な管理目標が必要になることもあります。

そのような場合には、保全計画とは別に、より現場の状況に即した具体的な管理内容を記した「管理計画書」を作成しています。

このように、保全計画や管理計画は保全活動の基盤となるものです。

保全地域で新たな活動を行う際や活動内容を変更するような場合には、必ず地域毎に策定されている保全計画や管理計画を確認してみましょう。

2 保全地域の現状と課題

ここでは、保全地域が抱えている様々な課題について考えてみます。

2-1 管理放棄や手入れ不足による自然地の荒廃

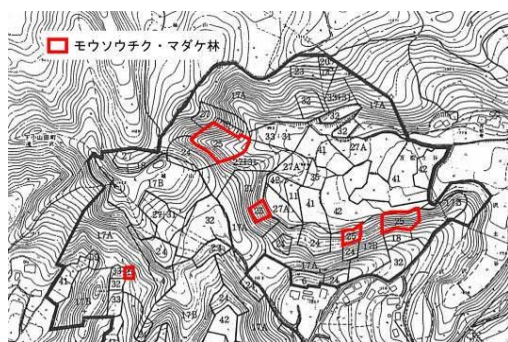
◆ 植生の遷移の進行や湿地の乾燥化

保全地域として指定はされたものの、長い間管理が放棄されたことによって、植生の遷移が進行した地域や、竹林の拡大、湿地の乾燥化などにより、自然環境が荒廃したと見られる地域もあります。

図師小野路歴史環境保全地域の例

● 竹林の拡大

・モウソウチク・マダケ林の面積が大きく増加している。



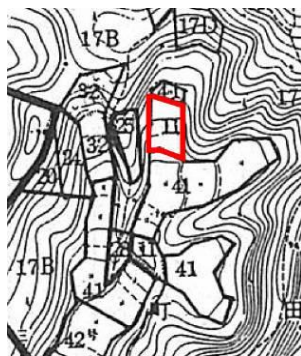
昭和 53 年のモウソウチク・マダケ林の分布



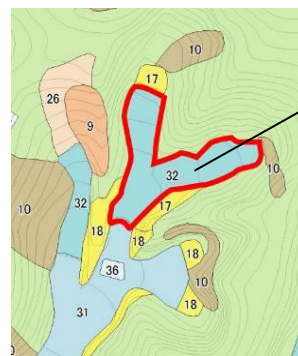
平成 23 年のモウソウチク・マダケ林の分布

● 谷戸底部の変化

・谷戸底部では放棄水田が広がり、ミゾソバ群落などに变化している。水田耕作を実施している面積が激減していることが伺える。



昭和 53 年の五反田谷戸の谷戸底部

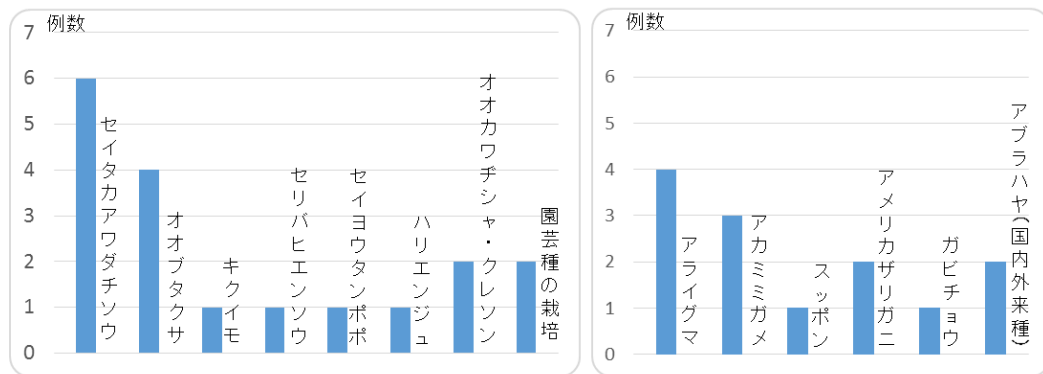


平成 23 年の五反田谷戸の谷戸底部

2-2 外来生物等の出現

保全地域では、もともと国内には生息・生育していなかった「国外外来種」や、国内には生息・生育していたものの、本来はその地域に存在していなかった「国内外来種」といった外来生物が人の手によって運ばれたり、意図的に自然界に放たれたりすることによって、在来の生きものに大きな影響を与えるようになってきました。

保全地域の活動団体へ行ったアンケート結果からも、セイタカアワダチソウやオオブタクサ、アライグマやアカミミガメ等の外来生物を、その地域の在来の生きものを脅かすものとして捉えており、各活動団体で独自の対策を行い始めています。



活動団体へのアンケート調査で確認された“保全地域の外来種”

また、東京都で実施した保全地域の自然環境調査においても各種の外来生物が確認されており、地域毎の状況に応じた対策が必要とされています。

自然環境調査で確認された外来生物の例



オオカワチシャ



オオフサモ



アレチウリ



ガビチョウ



アライグマ

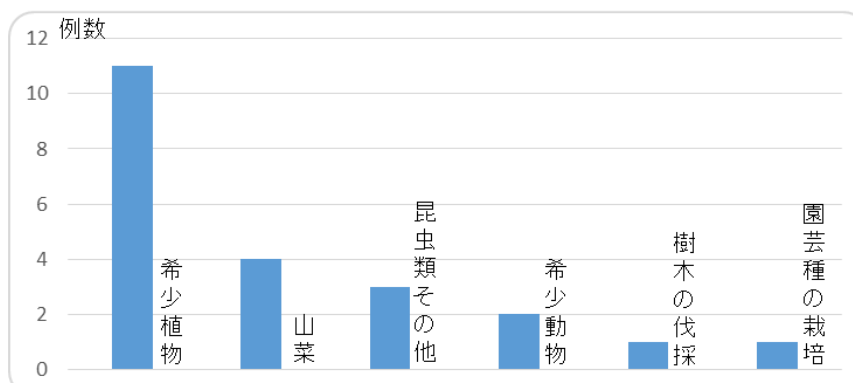


ウシガエル

2-3 盗掘や持ち去り、来訪者による踏み荒らし等

貴重な自然環境が残っている保全地域では、かねてから希少性の高い野生動植物の盗掘や持ち去り被害が発生しています。こうした被害を防止するため、保護対象種毎に区域を指定し、その種の捕獲や損傷を禁じ、違反者には罰則や罰金も科すことのできる「野生動植物保護地区」の制度が適用されている地域もあります。しかしながら、盗掘や持ち去りの実態をつかむことが難しかったことや、立入りを制限するための保護柵の設置やパトロール体制等を十分に整えることも難しかったことなどから、取組の強化が望まれています。

また、近年では来訪者も増加傾向にあり、東京では保全地域を含めたわずかな場所で見られないような希少な生物種の生息・生育地についても、踏み荒らしなどによる荒廃が進んでいる地域もあります。



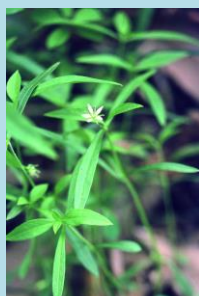
活動団体へのアンケート調査で確認された“盗掘、持ち去りなどの被害”



カキラン



エビネ

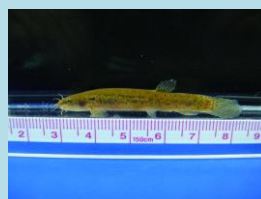


ヒナワチガイソウ

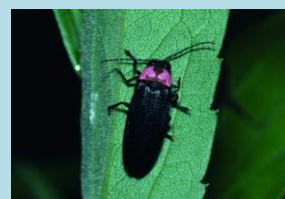


アズマシライトソウ

盗掘や持ち去りなどが懸念される希少な動植物

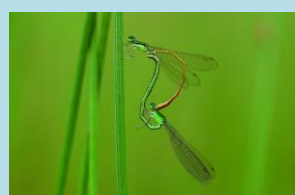


ホトケドジョウ



ゲンシボタル

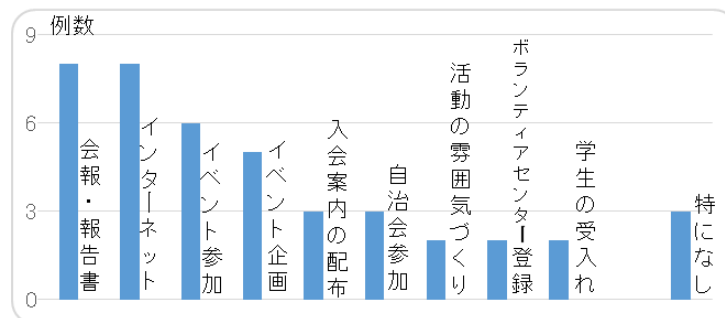
保全地域はこれらの希少な動植物の、都内における数少ない貴重な生息地となっている



モートンイトトンボ

2-4 活動の担い手の不足

保全地域の活動団体には、明確な活動目的を掲げ、同じ思いの同志を募り、自発的に活動が続けてきた市民団体が数多くみられます。下記のアンケート結果にもあるように、各団体それぞれに工夫は行っているものの、活動の担い手を増やすことはなかなか難しく、年々会員の高齢化が進んでいるのが現状です。



活動団体へのアンケート調査で確認された“参加者を増やす工夫”

2-5 市街地に隣接する緑地の管理

公有化が進むとともに、元々の所有者に代わって行政が管理する土地の面積が年々増加するにつれ、公有地と民有地が保全地域内に複雑に入り組む状況が生じています。

また、宅地化が進んだ保全地域の隣接地では、そこにお住まいの方から日影や落ち葉、虫の発生や倒木の危険性などを心配する声も聞かれるようになっていきます。

台風、大風、大雨等による事故に加えて、東日本大震災以降、高木の幹が胴から折れてしまうような倒木被害も増加しているようです。

こうした保全地域の管理をいかにして安全・安心に配慮しながら適正に行っていくか、大きな課題となっています。

3 保全地域に求められる取り組み

これまで保全地域の指定は、大都市東京における貴重な自然環境を保全するために進められてきました。多様な生きものの生息・生育する場所としてかけがえのない保全地域を次の世代につないでいくため、保全地域に求められている今後の取り組みについて整理しました。

3-1 生きものに配慮した『適切な手入れ』の促進

保全地域では、かつてその多くで適度な自然の利用と管理が行われ、「里山的環境」が維持され、多様な生きものが数多く育まれていました。

しかし、生業としての農林業の関わりが薄れ、保全地域として確保した場所においても適切な手入れが行き届かずに植生の遷移など荒廃が進行した場所も見受けられます。

今後は、かつて里山で行われていた手入れの手法を参考にしながら、多様な生きものに配慮した『適切な手入れ』を促進していく必要があると考えています。



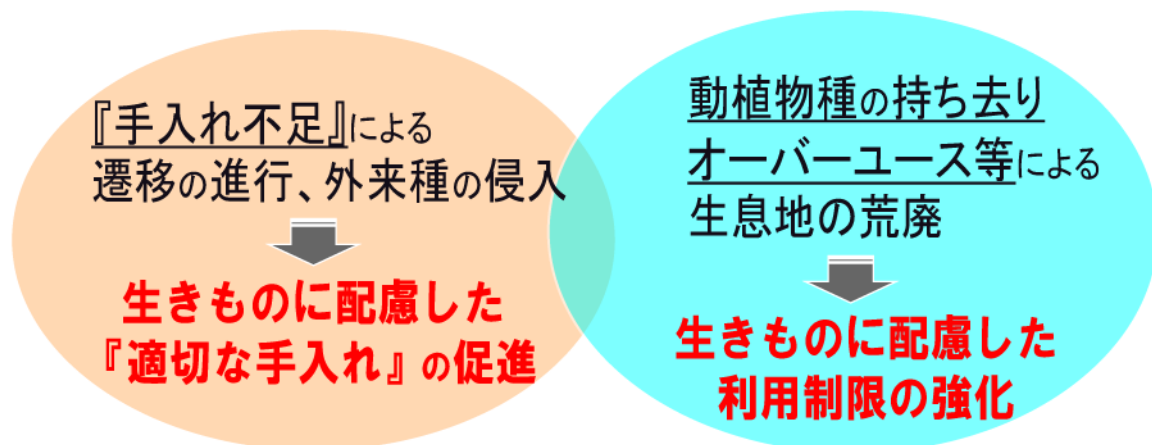
伝統的な谷戸管理手法によって手入れが行われている里山環境
(図師小野路歴史環境保全地域)

3-2 生きものに配慮した利用制限の強化

最近では、かつての里山の原風景とも言える魅力的な自然環境を求めて、保全地域を訪れる利用者も多くなっています。

保全地域が都内の数少ない貴重な生息・生育地であるにも関わらず、増加する利用者の踏み荒らしによって荒廃したり、一部の心無い利用者による動植物の持ち去りや盗掘などによって、数を減らした種もあります。

こうした過剰な利用（オーバーユース）や、動植物の盗掘・持ち去りなどを制限する取組みについても、強化していくことが必要と考えています。



保全地域に求められる取組みの概念図

4 保全地域がめざす姿

東京の保全地域は、様々な方々による保全活動を通じ次のような姿を目指していきます。

- 多様な生きものが生き活きと生息・生育する保全地域
- 昔ながらの里山の原風景を将来に引き継ぐ保全地域
- 保全活動を通じて、人々の集いの輪が広がる保全地域

4-1 保全活動の基本理念

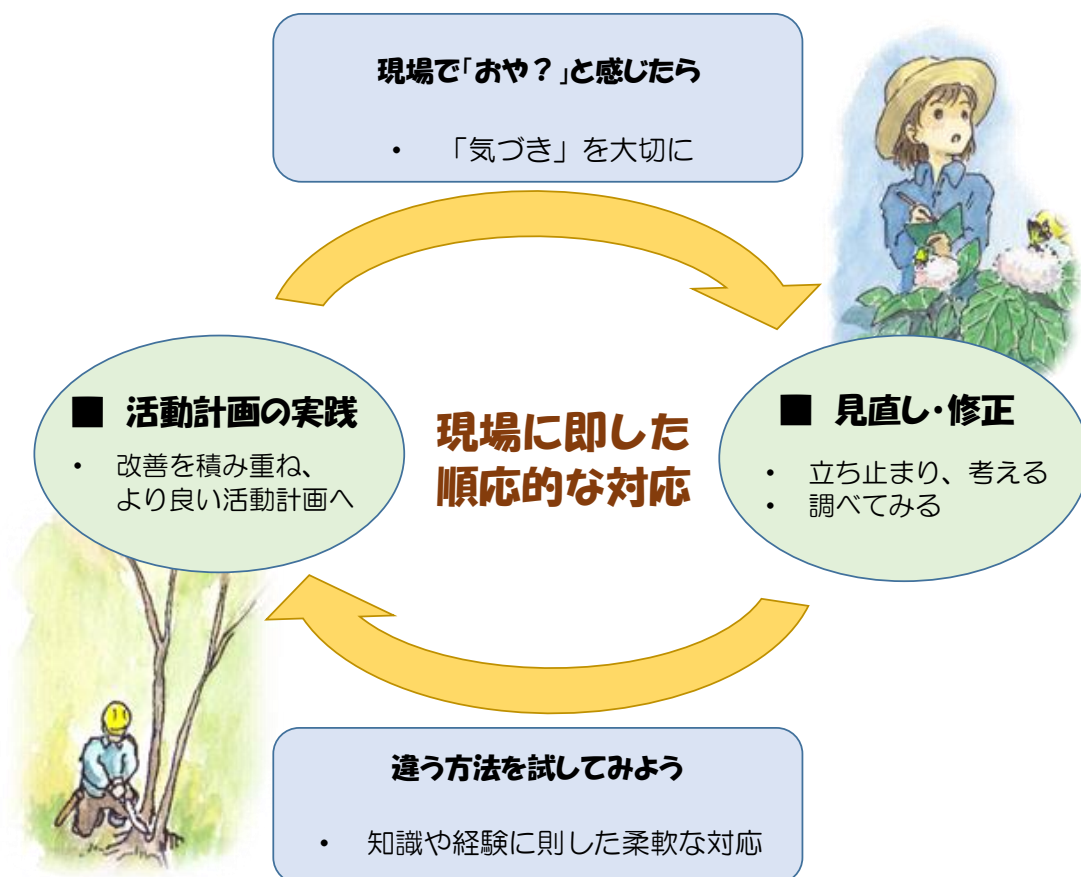
上記の保全地域の姿を実現していくため、保全活動を行うに当たっての考え方を「基本理念」として、以下の4点を掲げます。

<活動の基本理念(考え方)>

- ◆ 順応的な管理を行う ～様子をうかがいながら管理を進める～
- ◆ 『場』の保全を通じて、『種』を保全する
- ◆ その土地の在来^{ひと}の生きものを大切にする
- ◆ まもり^{ひと}人を育てる

◆ 順応的な管理を行う ～様子をうかがいながら管理を進める～

- 保全活動は自然を相手にするものであるため、計画どおりに進まないのも現実です。当初は予想もしていなかったことが往々にして起こるものです。
- このため、現場で起きている出来事や状況の変化に対する『気づき』が大切です。
- 活動を実践に移す際、計画通りに進まない、違和感があると感じた場合には、計画そのものに問題があるかもしれません。
- そのような場合には、「立ち止まって考えてみる」、「調査してみる」といった姿勢を持つことや、これまでの経験則に照らし「少し違った方法を試してみよう」といった柔軟な対応を心がけることも大切です。
- このように、様子をうかがいながら管理を進めていく手法を「順応的な管理」と言います。「順応的な管理」では、「あれっ、何か変だな？おかしいな？」と感じる観察力が大切です。日頃から自然の声をを感じる「五感」を養っておきましょう。



◆ 『場』の保全を通じて、『種』を保全する

- かつての東京では、適度な利用と管理によって維持されてきた里山にメダカやトウキョウダルマガエル、赤トンボなどの多様な生きものが生息していましたが、これらの生きものも現在の東京では絶滅の危機に瀕しています。
- これら絶滅危惧種の保全は、保全活動の中でも重要な取り組みとなっています。
- 希少種・絶滅危惧種の保全に当たっては、その種がそこでの生態系の一部であることを忘れてはなりません。希少種を保全するためには、その種を支えている他の多様な種を支える必要があり、更にはそうした多様な種を支えるための生育・生息環境＝『場』を保全することが必要であると考えています。
- たとえば、ノアザミやノハラアザミといった希少とまでは言えない植物種を残すように草刈りをしていると、ススキ草地で見られるアキノキリンソウやツリガネニンジンといった希少種が復元してくることがあります。
- このように、多様な生きものが見られる環境＝「場」の保全を図ることが、希少種を含む「種」の保全につながっていきます。
- こうして「種」や「場」の保全が図られた保全地域では、その土地の在来動物や植物によって形づくられた独特の里山景観を見ることができ、訪れた人々の心にうるおいや安らぎをもたらしています。

◆ その土地の在来生きものを大切にする

（地域の在来種や埋土種子の存在）

- 保全地域の多くは、大きな土地の改変などがなされずに昔からの地形や環境が残されてきた場所であり、その土地に在来の動物や植物（地域の在来種）、土壌中に残された様々な在来植物の種子（埋土種子）が存在しています。
- 保全地域は、地域の在来種が周辺の緑地へと広がって行く際の源としての「場」を提供しています。たとえば、保全地域に生息するカエル類が周辺の緑地にできた池に移動し、繁殖地を広げる可能性があります。
- 埋土種子は、適切な手入れが行われ条件がそろえば、いつか発芽し生長する可能性を持っています。たとえば、埋もれてヨシ原になっていたため池を回復させたところ、希少種であるミズオオバコが見られるようになることがあります。
- このように保全地域は、在来の生きものの保全に重要な役割を果たしています。

（外来生物対策）

- 外来生物が、保全地域に元々生息・生育していた在来の生きもの（地域の在来種）に影響を与えている事例が見受けられます。
- 保全地域内の在来の生きもの（地域の在来種）を外に持ち出したり、他の地域から保全地域内に持ち込むようなことを安易に行ってはなりません。
- しかし、保全地域には既に外来生物が持ち込まれ、生態系のなかに組み込まれてしまっている地域もあり、在来の生きもの（地域の在来種）たちによって構成される生態系を取り戻す必要があります。
- このように保全地域は、外来生物を防除し、その土地の在来の動物や植物（地域の在来種）が生息・生育する「場」を取り戻す重要な役割を担っています。

第1章 保全活動の意義を学ぼう

◆ ^{ひと}まもり人を育てる

- かつての里山が人々の暮らしの中で営まれてきた農林業などによって形づくられてきたのと同じように、保全地域における多様な生きものの生息・生育環境を守り、昔ながらの里山の原風景を次世代につないでいくためには、これらの活動を支える「担い手」の存在が欠かせません。
- とりわけ、伝統的な里山の管理や野生動植物の保全に必要な技術を保全活動に携わる人が身につけていることが望ましいと考えています。
- 保全活動を行う方々には、保全地域の自然環境を守るための知識や技術と行動力を兼ね備えた「まもり人」として、その土地の専門家「トコロジスト」として、更には次の担い手の「育成者」としての活躍が期待されています。

■ 「トコロジスト」とは
「トコロジスト」とは、故浜口哲一先生（元平塚市博物館長）が提唱した「その場所の専門家」という意味の造語です。

自分の住んでいる場所に目を向け、観察フィールドを持ち、自然や文化、歴史など、そしてその地域のことは誰よりも詳しくなろうということを推奨する言葉です。



「トコロジストになろう！」
発行：（公財）日本野鳥の会

4-2 地形区分ごとにみた保全地域のめざす姿

保全地域には、山地、丘陵地、台地の地形区分の違いによって、異なった里山的環境の特徴を見ることができます。

次頁以降に、こうした地形区分毎の保全地域のめざす姿のイメージを示しました。

◆ 山地の保全地域

- 広葉樹林のみならず、スギ・ヒノキの人工林にも間伐や下刈りといった適切な手入れを行い、猛禽類や大型哺乳類、それらを支える多様な動植物が生息・生育できる森林をめざします。
- 山の手入れを行うにあたっては、地域の森を守ってきた人々から技術を学び、そうした保全活動を通じて人々の集いの輪を広げていきます。



アライグマ



ガビチョウ

外来生物対策



伝える



調べる

第1章 保全活動の意義を学ぼう

◆ 丘陵地の保全地域

- 谷戸地形などを活用した田んぼや畑、雑木林を、かつての里山で行われてきた手入れの手法を参考にしながら、地域在来の生きものによって形づくられた里山景観によみがえらせます。
- 活動に参加する人々が、多様な生きものへの配慮を行いながら、田んぼや畑などの里山の恵みを享受できるような活動をめざします。



◆ 台地の保全地域

- 台地の雑木林や用水沿いの樹林地は、地域の貴重な自然環境であるとともに、かつての人の暮らしが農業と密接に関わっていたことを知ることもできる場でもあります。
- 地域在来の生きものに配慮した手入れを継続的に行うことで、貴重な生きものの生息・生育環境を育み、さらにその自然の価値を地域に伝えていける活動をめざします。



国分寺崖線

玉川上水



守る

伝える



雑木林管理と春植物



アライグマ

ガビチョウ

ハリエンジュ

外来生物対策

アメリカザリガニ

ウシガエル

